

岩手県告示第614号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和6年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 花巻市東和町石鳩岡地内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和6年11月5日から令和7年3月14日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 3級基準点測量
- 2（1） 公共測量を実施する地域 花巻市東和町
- （2） 公共測量を実施する期間 令和6年11月1日から令和7年3月14日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 3級基準点測量
- 3（1） 公共測量を実施する地域 花巻市高松地内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和6年10月15日から令和7年3月14日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 3級基準点測量